

論文

対人援助場面のコミュニティ通訳における「逸脱行為」の分析

——事例報告分析を通して——

飯田 奈美子*

1. はじめに

通常、通訳者の役割としては「正確、完全、忠実」な訳出を行うことが求められる。例えば、オーストラリア翻訳者通訳者協会（AUSIT：The Australian Institute of Interpreters and Translators）の倫理規定には「ノンバーバルな情報や明らかな虚偽の発言も通訳者はそのまま正確に伝えなければならない、変更、追加、省略を行ってはならない」と記されている。だが、医療や福祉、教育など対人援助場面でなされるコミュニティ通訳¹ではしばしば忠実に通訳していくという従来の通訳像²から「逸脱」した行為が行なわれている。

飯田は唯一法律で定められた支援制度がある中国帰国者に対する通訳において、行政が求める通訳像には純粋に中立性を持った通訳ではなく、日本社会への適応が難しい中国帰国者に対して支援的関わりを求めたり、行政側に立って行政の意図を伝える役割を求めており、そのような求めに対して通訳者が行政と当事者の人間関係を調整する役割を担っている現状を明らかにした（飯田 2010）。

対人援助は一定の社会や文化における具体的な制度施策の範囲の中で行なわれる。異文化を背景に持つ人々は、自分たちが大切にしている事柄が制度の枠組みの外とみなされたり、マジョリティの人々に当然とされる考えや価値観を共有しないことによって制度が適用されないことがある。このような状況下で通訳者は忠実な翻訳を逸脱して、対人援助場面における専門家と被援助者間の関係を調整する役割や、被援助者の不安な気持ちを落ち着かせるケア的な役割を担うことがある。

対人援助場面のコミュニティ通訳はこのような対人援助的な役割を担わざるをえず、単なる言葉の橋渡しとしての通訳だけでは済まされない。そうであるがゆえに、従来の観点から見れば「逸脱行為」になるこのような役割は、ある種の規範から逸脱しているにもかかわらず必要とされているのだ。そして、この部分にこそ対人援助場面のコミュニティ通訳独自の専門性があるのではと考える。

だが、現在のところ、このような役割はベテラン通訳者の経験知やカンとされるところに依拠しているところが多く³、はたしてどのような「逸脱行為」が通訳者の役割として認められるものか、どのような「逸脱行為」が、——単に消極的に容認されるだけではなく、より積極的に——必要とされるのか、はたしてそれはどのような性質をもつべきかという議論が十分に蓄積されているとはいえない。

日本におけるコミュニティ通訳においては通訳養成システムが整備されておらず、専門的な通訳訓練を受けていない通訳者が多い⁴。また、近年、一部の団体で通訳倫理規程が作られたものの一般的に浸透するまでには至っていない⁵。このような中、対人援助場面のコミュニティ通訳者の多くは要通訳者である対人援助の専門家や被援助者からのフィードバックを受けながら、自らの経験を通して通訳規範を内在化していっていると言える。

本研究の目的は、筆者が共同代表をしている多言語コミュニティ通訳ネットワーク⁶で行っているコミュニティ通訳の事例検討会で発表された事例から、通訳者が通訳場面において何を問題と考えているか、どのような逸脱行為

キーワード：対人援助場面のコミュニティ通訳、規範、従来の通訳像からの「逸脱行為」、事例報告分析

*立命館大学大学院先端総合学術研究科 2009年度入学 公共領域

を行ったか、またどのようにしたらよかったと考えているかという通訳者の志向性を抽出し分類することで、内在化された規範を浮きあがらせていき、対人援助場面において通訳者が行なった「逸脱行為」の意味を明らかにしていくことにある。

2. 通訳規範と逸脱行為

2-1 通訳規範

訳出場面で行われる様々な行為は規範⁷が影響している。ギデオン・トゥウリーによれば、「翻訳規範」とは、翻訳に関して「何が正しいか間違っているか、何が適切か不適切かについて、コミュニティ内で共有されている一般的な価値や志向であり、ある状況にとって適正で適用可能な行為の指針」であると述べている (Toury 1995: 54-55 日本語訳は佐藤美希 2008: 122)。佐藤美希は、社会や文化、読者といったコンテキストが求める翻訳像が翻訳規範であり、通訳者はこの翻訳規範にどのように対処するかを迫られていると述べている。そして、社会や文化がどのような翻訳を求めるかは様々な交渉によってその合意が形成され、慣例化し、その結果としてある翻訳規範が生じると述べている (佐藤 2005: 65)。通訳と翻訳の違いはあるにせよ、上記の翻訳規範が通訳にも適用可能であるとすれば、「通訳規範」がどのように生成されるかは、社会や文化が一定の性質をもった通訳を求め、様々な交渉を通じてそれに関する合意が形成されていく結果として規範が生じると言える。

さらに、トゥウリーは、バイリンガルがどうやって通訳者として機能するかについて言及している。正式な通訳訓練を受けていないバイリンガルが通訳行為を営むとその行為に対して、発言者、聞き手、仕事の依頼主などからフィードバックを受け、そのフィードバックこそがその場で何が適切か不適切かを示す規範となり、それを内在化することによって通訳者として機能し認知されるようになる⁸と述べている (Toury 1995: 248-250)。

コミュニティ通訳者も有形無形のフィードバックを受け規範を内在化していつている。通訳者は対人援助の場で従来の通訳像では対応できない状況に対し、様々な交渉を通じて、その場に適した規範を生成していつている⁹と言える。

また、上述の佐藤は、翻訳規範は固定された規程的な存在ではなく、常に変化していくものであり、そのため翻訳テキストそのものや当時の翻訳論などを記述的に分析して再構成することによってのみ、翻訳規範の存在を可視化できると述べている (佐藤 2005: 65)。コミュニティ通訳における「通訳規範」を可視化していくには、通訳者たちが自分たちの実践を自らまた相互に振り返る事例報告を分析していくことが有効な方法の一つである。事例報告分析では、通訳者が通訳場面においてどのような逸脱行為を行なったかだけでなく、何を問題と考え、どのように行為すべきと考えているかという通訳者の志向性を抽出していく。これらの作業により、通訳者の志向性の中にある規範を浮き上がらせていくことができると考える。

2-2 直接アプローチと媒介アプローチ

通訳者の逸脱行為を分析する前に、通訳行為に関する二つの異なるアプローチについて説明する。

サンドラ・ヘイルは、ガリーナ・ボールデンの直接アプローチ (direct approach) と媒介アプローチ (mediated approach) という区分 (Bolden 2000: 390-392) を取り上げ、媒介アプローチをとる通訳の弊害について述べている (Hale 2007: 41-60)。直接アプローチでは、通訳者は話し手が交代で話す度に通訳をし、専門家と利用者は通訳者を通してお互いに話しかけ、物事の決定は発話をした者に行なわせる。媒介アプローチでは、専門家と通訳者間、そして利用者と通訳者間の二つの入り混じった会話が行なわれる。これは、話し手の発話の何を伝え、何を除外するか決めながら二者間を媒介するものとされており、デヴィッドソンのいう「門番 (gatekeeper)」の役割⁸と同じであるとしている (Hale 2007: 54)。

また、ヘイルは、媒介アプローチを取る通訳者は、通訳の訓練を受けておらず、多くはボランティアとして働くバイリンガルだとし、対話者の発言を全て通訳せず、やりとりの中でどの情報が必要であるかを決めたり、また与えられた情報が完全なものではないと通訳者がみなした場合には、専門家の発話に情報を追加したり、あるいは患者の質問に通訳者自身が直接答えることもよくあるとしている。しかしこのような変更を入れて通訳を行うことは、

往々にしてコミュニケーションをよくするどころか弊害となっていまい、医師と患者の双方が相手の言わなければならないことを聞く機会を否定され、物事を決定するプロセスからはずされてしまい、かわりに通訳が選んだことだけを聞くことになりかねないと述べている (Hale 2007: 44)。

確かに、媒介アプローチには通訳者がコミュニケーションをコントロールしてしまう危険性が伴う。例えば、ブルース・アンダーソンは通訳者がコミュニケーションの手段を独占し、「操作」する能力を持ち、その場にいる当事者たちが持ちえない「権力」を有すると指摘している (Anderson 1976: 218-221)。また、武田珂代子は東京裁判において日本人通訳者の訳出をチェックするモニター制度がもうけられたのは、日本人通訳者の能力や「中立性」、「公平性」を信用せず、日本人被告に有利な通訳をするのではないかと疑っていたと分析し、その背後には、通訳者がコミュニケーションを操作する「権力」をもっていることを挙げている (武田 2008: 190-191)。実際には通訳者は権力性を保持しているにもかかわらず、そのことを通訳者自身が認識せず、コミュニケーションの主体性を阻害してしまうとしたら、それは確かに問題である。

本稿で扱う「逸脱行為」とは、このような通訳者がコミュニケーションをコントロールしてしまうものではない。対人援助場面においては、通訳者は問題解決を求める被援助者とそれを援助する専門家の両者の主体性を尊重したコミュニケーションの構築を図る必要がある。しかし、それは直接アプローチをとればできるとは限らない。なぜなら、対人援助場面は、社会的、文化的、制度的に規制された場であり、このような場面のコミュニケーションは様々な問題を抱えざるを得ないからである。もともと問題を抱えたコミュニケーションに対応していくためには、通訳者は介入や調整など、通訳行為としての逸脱をせざるを得ない場面が出てくるのである。

3. 事例報告分析

3-1 事例検討会

多言語コミュニティ通訳ネットワークは2006年に設立し、コミュニティ通訳を行っている者や通訳に関係している者が集まって研究会や研修を行っている団体である。主な活動は2ヶ月に1回行っている事例検討会だ⁹。事例検討会では通訳者もしくは通訳に関わる人が通訳事例について発表し、参加者全員でその事例についてディスカッションを行っている。

事例検討会の目的は従来型の通訳では逸脱行為とされる通訳者による介入や調整をコミュニティ通訳の専門性として確立させていくために個別具体的な事例を通して、参加者全員で議論していくことで通訳者の経験を技術として蓄積していくことである。なお、焦点化される対象は援助技法ではなく、あくまでも通訳行為である。

事例を発表するということは、通訳実践を言語化することでもあり、通訳者が何気なく行っている通訳行為を反省的に振り返ることを促し、通訳実践時では気付かなかった通訳行為の意味や通訳者の感情、通訳場面参加者の関係性や背景について改めて理解する機会となっている。コミュニティ通訳の場合、多くは一人で通訳を行う。通訳者が定期的に自らの通訳行為について相談したり、検討したりするような場はあまり設けられていない¹⁰。また、通訳業務の多くが派遣で行われるため、同業者（通訳者）と接する機会もあまりなく、自らの体験を共有したいと思ってもなかなかできないのが現状である。事例で取り上げられる問題点は通訳者がどのような通訳行為を行えば良いかという規範が介在しており、参加者のディスカッションを経ることで規範を内在化させていく過程にもなっているといえる。

3-2 研究方法

通訳行為における「規範」を抽出する目的のため、本稿では、多言語コミュニティ通訳ネットワークで開催された2006年10月から2011年2月までの事例検討会18回分の対人援助場面の34事例を研究対象とする。事例の発表者は21名で、通訳者の通訳言語は、多い順に中国語8名、手話4名、英語2名、スペイン語2名、タガログ語2名、ベトナム語1名、韓国語1名、ポルトガル語1名である¹¹。なお、通訳者には本研究の目的、ICレコーダーによる録音、さらに調査結果の報告方法について説明し同意を得ている。分析は筆者が事例報告のレジメとテープ起こし原稿から、通訳者が通訳場面において何を問題と考えているか、どのような逸脱行為を行ったか、またどのよう

にしたらよかったと考えているかという通訳者の志向性となるものを1項目1枚のカードに記述し、類似している項目を集めていくつかのカテゴリーに分類した¹²。

抽出された問題点は34事例で124個抽出できた。それを下記の14項目に分類し、さらにそれらを2つの大項目に分けた。大項目は、【通訳者の逸脱行為】と【通訳者の思い、システム、情報保障】である。そして、大項目【通訳者の逸脱行為】には「問題解決にコミュニケーションが重視される」、「信頼関係の構築の難しさ」の二つの中項目を設けた。

中項目「問題解決にコミュニケーションが重視される」は、専門家のコミュニケーション方法に対する通訳者の逸脱行為についてまとめている。中項目「信頼関係の構築の難しさ」は、利用者に対する配慮のなさから専門家との信頼関係の構築が難しいと判断される際の利用者に対して行う逸脱行為についてまとめている。

本稿では、大項目【通訳者の逸脱行為】の「問題解決にコミュニケーションが重視される」、「信頼関係の構築の難しさ」の分類項目①～⑧について考察する。なお、大項目【通訳者の思い、システム、情報保障】については、通訳者の身分や通訳システムにかかわる内容となっており十分な分析が必要なため本稿では行わず改めて別稿にて行うこととする。

大項目 【通訳者の逸脱行為】	中項目	「問題解決にコミュニケーションが重要とされる」
	①	専門家に文化や在留資格などアドバイス
	②	専門家の説明不足、通訳者が利用者に説明説得をした
	③	良い説明のための通訳者の協力
	④	通訳者が理解できたか確認
	中項目	「信頼関係の構築の難しさ」
	⑤	利用者のプライバシーや感情の尊重、不利益の回避
	⑥	専門家が差別的発言
大項目 【通訳者の思い・システム・ 情報保障】	⑦	利用者の不安な気持ちを受け止める、安心させる
	⑧	やわらかい表現で訳す、そのまま訳さない
	⑨	通訳者の不快感、葛藤
	⑩	通訳の立場・他専門職と連繋
	⑪	通訳システム
	⑫	通訳方法
	⑬	利用者がコミュニティの輪から排除されている
	⑭	通訳の必要性についての認識、利用者の情報保障への関心

4. 考察

4-1 問題解決にコミュニケーションが重視される

望月昭は、対人援助という実践活動は、当事者（被援助者）の自己決定を前提にその当事者にとって選択された行動の成立とその選択肢の拡大を促進する作業であると述べている（望月 2009: 142-143）。被援助者が自己決定をした自らの行動に対して支援をしたり、選択肢の拡大を促進していく働きを対人援助の実践活動と定義しているが、この過程には被援助者を支える対人援助者とのコミュニケーションが不可欠になってくる。

対人援助場面では、被援助者の抱える問題解決のため、対人援助の専門家やサービス提供者（以下専門家）と被援助者やサービス利用者（以下利用者）が意思疎通を確実に行うことでお互い信頼関係を構築し、両者が同じ方向を向き、利用者の自己決定を経て、問題解決に向かっていく。従って、専門家と利用者間でなされるコミュニケーションが問題解決には重要になるのだが、専門家と利用者間のコミュニケーションモードや知識量の違いなどにより、このような理想的なコミュニケーションの構築が必ずしも毎回されるわけではない。そして、コミュニケーションに問題がある時に通訳者の介入が行われるのである。

①通訳者が専門家に文化など説明・アドバイスを行う

通訳者が専門家に対して利用者の文化背景や在留資格等について説明したり、アドバイスをしたりするというものである。例えば以下のような事例がある。

事例 3¹³「母国では精神疾患に対して良い印象をもっていないため、直接的な表現は避けた方が良いと看護師に説明する」

事例 16「通訳者が文化や在留資格等について婦人相談所職員に説明する」

事例 16 は、精神疾患に関するイメージは国や文化によって異なる。疾病は社会から意味付与されており、患者は疾病を患うとその社会的意味付与も同時に抱えなければならなくなるのである。この場面ではどのような意味付与がされているかについて通訳者が看護師に説明を行ったというものである。

利用者の文化や背景などは援助の専門家等によく知らないことが多く、両方の文化や背景についてよく知っている通訳者が専門家に対して説明やアドバイスする。これはビジネス通訳においても、異文化コミュニケーターとして通訳者が外国の文化や商習慣についての説明をクライアントに行うことがあるのとよく似ていると言える（椎名他 2006、瀧本 2006）。

また、通訳者は専門家が判断をしなければならない領域に関しても意見を述べている。

事例 16「DV 被害者が親戚に会わないように相談場所を変更するなど通訳者がアドバイスした」

事例 20「専門家は子どもは発達障害があるのではと思っていたが、通訳者がそのような感じはしなかったと意見を述べた」

事例 16 は、DV 被害者の生活保護の相談を福祉事務所で行おうとした婦人相談所職員に対して福祉事務所近辺には加害者である夫の親戚が住んでおり、出くわす危険があることからそれを配慮して通訳者が意見を述べている。事例 20 では、専門家が判断すべき内容についても通訳者は突っ込んだ意見を述べている。日本語のあまり話せない女兒が母親に暴力をふるうことで児童相談所が女兒との面談を行った際、児童相談所の担当者は、女兒の日本語が稚拙なため発達障害があるのではと思っていたようだが、通訳者は普通の 10 代の女の子に感じると感想を伝えている。母語ではない言語を聞いているときにはそういった誤解が生じることもよくあり、通訳者はそのような誤解を解いてあげるべきだと考えているとのことだった。

通訳を言語的仲介だけでなく、文化の仲介として文化的差異を埋めるような介入は、比較的許容されていると言える¹⁴。しかし、そこにとどまらない介入が行われていることが以下で示されている。

②専門家の説明不足、通訳者が利用者に説明説得をした

発表された事例の中でこの項目が多かった。まず、専門家の説明に問題があると通訳者は認識している事例が発表された。

事例 29「生活保護費について行政の説明が二転三転し矛盾があった」

事例 29 は、生活保護費の額について、担当者、係長それぞれ説明が異なり、利用者もその説明に納得せず、通訳者も不快な気分になったというものである。通訳者はこの時、直接アプローチをとり、「通訳」に徹していたが、両者は平行線のまま理解しあうことができず、行政が押し切る形となった。

また、通訳場面において通訳者が利用者に対して通訳するのではなく通訳者自身が利用者に対して説明や説得を行っている。この項目は主に 2 つに分類される。

一つ目は、対人援助の専門家がきちんと説明しなければならないにもかかわらずそれができていないために通訳者が自ら判断して代わりに説明をするというものである。

事例 1「子供同士の喧嘩について両方の親の話し合いの席で、校長や担任は黙ったままなので、通訳者が説明したり説得したりした」

事例 2「家庭訪問時に母語教育を行うことについて教員から説明がなかったので通訳者が説明をした」

これは本来専門家がすべき説明を専門家が行っていないことに通訳者が遭遇し、通訳者が自ら説明する必要性を感じて説明を行っているものである。

二つ目に専門家が通訳者に説明することを押しつけるというものがある。

事例 7 「生活保護費の返還について、通訳者から説明するようにケースワーカーに促された」

事例 13 「心臓カテーテルの検査説明書をわたされたので、診察室の外でその説明を行った」

これらは本来ならば専門家が対象者であるクライアントに自ら説明を行わなければならないものであるが、その説明を通訳者に任せてしまっている例である。

このような時、通訳者は専門家に対して説明をするのは通訳者の役割ではないと明確に言うことが求められるであろう。しかし、通訳者の役割から逸脱したこのような行為は、決して通訳者が勝手に行なったのではなく、状況からの要請が通訳者の逸脱行為を導きだしたのだと考えられる。

③良い説明のための通訳者の協力

通訳者は専門家が利用者に対してきちんと説明をしなければならないにもかかわらず、適切な説明を行っていないことを問題だと考えているだけでなく、良い説明が行われるために何ができるかということまで考えていることがわかる。

事例 22 「胃瘻¹⁵（いろう）の説明を図や写真を使って分かりやすい説明をしてもらえるように医師に働きかけたらよかった」

事例 22 では、高齢のろう者に対し入院している妻の胃瘻の手術について医師から説明がされた時に、医師は胃瘻の検査の方法や手術の方法を説明したが、利用者には胃瘻という専門用語がきちんと伝わっていない様子だった。通訳者は手話できちんと胃瘻を訳したが、利用者が理解していない様子だったので、説明を遮ってでも通じる方法を医師に考えてもらうべきだったと回顧している。

通訳者は専門家から良い説明が行われることを希望しており、説明不足がないよう協力したいと考えているのである。さらにそれは、利用者がきちんと専門家の話を理解できているかということに通訳者が関心を持つことにつながる。

④利用者の理解を通訳者が確認する

通訳の最中に、利用者が会話の内容、もしくは行われている行為が理解できているかを通訳者が確認をするという行為を行っている。または、理解できているかどうかについて通訳者がとても気にしていることが示された。

事例 18 「利用者が日本語で応対してもしっかりと理解されていないこともあるのでどこまで理解しているかを確認する」

利用者が日本語の日常会話のできる場合は、日本語でやりとりができる部分は日本語で行い、わからないところだけを通訳をするという手法をとることがある。その場合、どこまで理解しているかを確認していくことを通訳者は注意をしている。

事例 25 「今まで筆記でコミュニケーションをとっていたので、内容をあまり理解していなかったのかも」

事例 26 「利用者の日本語レベルでは筆談内容もあまり理解していないのではと思った」

利用者が手話通訳を利用しないで筆談で話をされていた状況を通訳者は推察して、話の内容を理解していないのではと気にかけている。

通訳者は利用者が専門家の話を理解しているかをとても気にかけているが、専門家はこのような状況に気付いていないことが多い。通訳者はなぜ説明がきちんとされないことや、利用者がきちんと理解しているかを気にかけたりするのか。それは専門家から説明がきちんとされているか、またその説明や状況をきちんと理解しているかということが、利用者が問題解決にむけて自己決定をする際にとっても重要になってくるからである。問題解決にコミュニケーションが重視されることは、対人援助場面の特有なコミュニケーションのあり様である。だからこそ、そのようなコミュニケーションの目的を知った通訳者が働きかけを行うのである。

4-2 信頼関係の構築の難しさ

対人援助場面では、対人援助の専門家対被援助者という専門家と被援助者の権力の非対称性の構図が意図せずに作られてしまう。圧倒的専門知識を有する専門家と情報へのアクセスが制限される被援助者、または、ホスト国の文化を持つマジョリティと社会的弱者の多いマイノリティという構図である。このため、外国人や聴覚障害者の価値観や習慣を専門家が理解できず、誤解や摩擦が生まれてしまうことが往々にしてあり、そのためお互いが不信感を持ち、信頼関係を築くのが難しいことがある。では、信頼関係が構築されないことによってどのような結果が帰結されるのだろうか。そして、通訳者は何を恐れて信頼関係の構築を支援するのだろうか。

⑤利用者のプライバシーや感情の尊重、不利益の回避

通訳者は利用者に対してプライバシーや感情の尊重など様々な配慮が必要だと感じている。

事例 14「診察室で大勢いて、利用者は威圧的に感じたかもしれない」

事例 12「通訳者は医療の場面以外でも利用者とも出会うことから、一定の配慮が必要」

事例 14 では診察室で患者一人に対して医師以外にも医療従事者が大勢おり、患者が威圧的に感じたかもしれないと気にかけている。また、事例 12 では検査室で上半身裸の利用者に付き添わなければならなかった場面で、通訳者は医療場面以外でも利用者とも会うことから一定の配慮が必要だと感じたと述べている。対人援助場面では専門家や機関の都合が優先させられ、事務的な対応や配慮のなさにより利用者のプライバシーや感情などは二の次になってしまうことがある¹⁶。そのような状況に遭遇して通訳者は何かしらの配慮が必要だと感じている。さらに、配慮だけでなく利用者が不利益を被っていないかまでも気にかけている。

事例 24「利用者の年齢や記憶力理解力の関係で発言しないことによって、不利益が被ると通訳者が知ったとき、どうすればいいのか」

事例 33 では、「通訳者がいないときに利用者が相談にきて、手当を辞退した、理解しているかわからない」

事例 33 では高齢のろう者が福祉手当の辞退届を書いた意味を正確に理解しているかわからず、利用者に不利益になったのではないかと心配している。なぜこのような関心をむけるのであろうか。

権力関係の不均衡さが明白な状況においては信頼関係を構築していくのは難しい。対人援助の場において利用者は自らの抱える問題を解決していくためには専門家の助力が必要であり専門家と信頼関係を構築していくことで共に問題解決に進んでいく。しかし、文化的社会的、政治的歴史的なコンテクストに差異がある関係性においては、対等に信頼関係を築くことは難しい。その状況に通訳者は介入せざるを得ないのだ。ただでさえ関係構築が難しいのに、利用者の背景や状況を理解せず、理不尽な態度や発言を行う専門家がいる。

⑥専門家が差別的発言や態度をとる

医師等の専門家が利用者に対して差別的発言や態度をとる。または、利用者に対して職員はイライラを募らせる

という状況が述べられている。

事例 13 「検査に同意しない利用者に医師が『あなた死ぬよ』と言った」

これは心臓カテーテル検査に同意しない利用者に対し、医師が「あなた死ぬよ」と発言をした。利用者は治療費用がどれくらいかかるか心配し検査になかなか同意できなかったのだが、煮え切らない態度をみて医師はそのような発言をしたとのことだった。

事例 26 「一つずつ記憶を思い出そうと発言する利用者に対して職員はイライラを募らせる」

年金事務所で過去の職歴を報告しなければならない場面で利用者が一つずつ思い出そうと発言していると、年金事務所の職員はそのような利用者に対してイライラを募らせていったとのことだった。

どちらの事例も医者は午後2時をすぎても昼食もとれていない状況や、年金事務所にも長蛇の列ができていく状況など、忙しく時間的余裕がない場面であった。医療機関では慢性的な医師不足により医師が丁寧な応対をしたいと思ってもそれができないという現状がある。構造的な制約によって専門家がよりよいコミュニケーションをとろうとすることを妨げているのかもしれない。そうした状況に通訳者が介入せざるを得なくなっているのだ。

⑦利用者の不安な気持ちを受け止める、安心させる

通訳者が待合室等で利用者の話を聞き不安な気持ちを受け止めたり落ち着かせたりという行為を行っている。

事例 30 「今までの辛い気持ちを待合室で受け止める」

待合室で待っている間（約三時間）利用者からいろんな病院にも通ったが治らず自殺も考えたことがあると今までのつらかった気持ちの訴えを通訳者は聞いた。

事例 32 「誰にも話せない苦しさを抱えている人の話をきくことだけでも訳に立っているのではと思う」

通訳者は、このように利用者の心理的なケアをすることの意義を認めている。

医療人類学では生物医療的なモデルから捉えられた問題を「疾患 (disease)」とし、患者の生きられた経験である症状や患うことを「病い (illness)」と区別される。患者の「病いの経験」と医師の専門的な知識から把握された「疾患」では、両者の解釈図式が異なり、患者の病の経験を聞くという行為を医師が行うのは難しい（安藤 2009: 75）。さらに、外国人や聴覚障害者など日本語でのコミュニケーションに障害がある人々は他者を介してでないと自分の思いや要望を伝えることができないため、言葉が通じる人と出会うと今までためてきた思いをせきを切ったように話しをすることがある。専門家に話を聞いてもらいたくても聞いてもらえないというコミュニケーションにおいて二重に弱者となっている存在に通訳者は気付いているからこそ、ケア的役割を担っているのではと言える。

事例 15 「医師のリスクを強調した説明では、利用者を不安にさせてしまうと感じ『大丈夫ですよ』と付け加えて安心させた」

骨髄移植手術のインフォームドコンセントに母国からきた外国人ドナーにリスクばかり強調する医師の説明だけでは不安にさせてしまうと思ひ「大丈夫ですよ」と話しかけ、安心させている。通訳者はもちろんリスクの説明は重要でそれらを知った上で手術の同意をしてもらわなければならないことは理解している。インフォームドコンセントや予後の説明方法は文化によって異なり、日本式の方法が受け入れられるとは限らない。きちんとした説明は必要だが説明だけでなく、受け止める患者のフォローも必要であるといえる。しかし、この場では医師からのフォローはなく通訳者は型どおりの説明を直接アプローチで通訳しただけでは信頼して任せられる関係性を築くことができ

ないと考え、一言付け加えることにより利用者を安心させた。

⑧やわらかい表現で訳す、そのまま訳さない

専門家が利用者に対してきつい言葉や差別的な発言を行ったとき通訳者はそのまま訳すのではなくやわらかい表現に翻訳して通訳することを行っている。

事例 31 「通訳者はそのまま訳すことができず、柔らかい表現を使って通訳をした」

婦人科で医師が患者に対し「処女はこのような病気にならない」と発言をしたが、通訳者はそのまま訳出することができず、患者は既婚者であったことから「結婚した女性はウイルスをもっている」という別の表現を使って通訳したと述べている。婦人科系の病を患っている利用者に対するこのような発言は利用者に対する偏見があったと通訳者は感じそのような行為を行った。

事例 8 「ケースワーカーがきつい言葉を言った時、メモをとって見せたら、発言を変更した」

通訳者のメモをみたケースワーカーはきつい発言を変更するという行動の変化がみられている。

正確に訳さないとした行為はビジネス場面の対話通訳における通訳者の行動においても報告されている。瀧本眞人はビジネス通訳者に対するインタビュー調査において、不適切な表現等がでてきた場合に通訳者はその表現を訳さない、トーンを落として表現したり、「言っちゃっていいんですか」と相手に確認をとるという例を挙げている（瀧本 2006）。このような行為の理由として、瀧本はビジネス分野における通訳では AUSIT の倫理規程に沿った通訳を行うには事実上限界もあり、その理由はクライアントとの物理的・心理的な近さもその要因の一つだが、ビジネスという達成目標がより明確な通訳であるという側面もあると述べている。

これは対人援助場面の通訳にも当てはまる。もちろん利用者との物理的・心理的距離が近いということもあるが、利用者の問題解決が第一義的な目標となっていること、そのためには専門家と利用者の信頼関係の構築が重要なことが通訳者の行為を方向付けているのではないかと考えられる。専門家と利用者の権力の非対称性から、差別的な発言がおこなわれており、このような行為に対して、正確に訳さないという通訳者の行為は、利用者を保護するために利用者側に立った行為だと言える。正確に通訳すると利用者を傷つけるだけでなく、専門家に対してもメンツを潰してしまう作用がある。すなわち、専門家の助力を必要とする利用者が専門家と信頼関係を構築できなくなることで不利益にならないように通訳者が介入していると言える。

通訳者の可視性について研究しているクラウディア・アンジェレリは、可視性の役割として①言語的な境界や文化的なギャップの伝達②メッセージと情動の伝達③会話の参加者間の信頼の構築④お互いを尊重させる⑤会話において安心させる⑥両者の会話をよりバランスの取れたものにする⑦どちらか一方の擁護をする、もしくは協力する⑧情報の管理をすると述べている（Angelelli 2004a: 11）。アンジェレリの定義は、筆者の分析と大方一致していると言える。そして、アンジェレリは通訳の可視性は「通訳する場（setting）に起因する」と述べる（Angelelli 2004b: 77）。通訳する場（setting）がどのような場であるか、その場でのコミュニケーションの目的がどのようなものであるか、その考察なしに通訳の役割を論ずることはできないと考える。

対人援助場面では、利用者の問題解決が目的とされており、そのプロセスにおいて、利用者の主体性が尊重され、専門家と利用者のコミュニケーションが重要な働きをしている。しかし、現実のコミュニケーションはそれほど完璧ではない。時間的、構造的な制約からきちんとコミュニケーションがとれないことが多々あり、そのような状況に通訳者の介入が行われるのである。そして、通訳者の介入は、利用者の問題解決をするという枠組みの中での介入であり、自由に介入をしているのではない。対人援助の目的から逸れてしまうことを恐れて、通訳者は本来の目的に沿うように介入していると言える。

5. おわりに

通訳規範は社会や文化がどのような通訳を求め、それに対し様々な交渉によってその合意が形成され、生じるものだ。対人援助場面の通訳規範は、専門家と利用者間におこるコミュニケーションの問題に対応していくために生成されていることが通訳者の事例報告分析から明らかになった。この問題を本質的に解決するには、対人援助の専門家が利用者に配慮したコミュニケーションを行えるように、制度的にも教育的にも整備していく必要があると言える。しかし、たとえ整備されたとしても、場面や対象となる人々の背景や関係性によって、コミュニケーションの問題はグラディエーションの濃淡としてたち現れるであろう。だからこそ、対人援助の目的に沿ったコミュニケーションを成立させるために通訳者の介入が求められるのである。しかし、その行為は通訳者が勝手に行っているものではないだろう。そこにも一定の制限や決まりが必要で、決してパターンリズムが働いたり、門番のような存在にはなってはならないといえる。そして、介入に対する制限や決まりが定まることは対人援助場面のコミュニティ通訳独自の専門性の構築につながると考える。

本稿では、コミュニティ通訳者の訳出行為の概観を述べたにすぎない。一つ一つの項目をさらに吟味し、どのような場面ではどのような介入が適切と見なされているかを分析していく必要があるが本稿ではできなかった。それは次稿以降の課題としたい。

注

- 1 コミュニティ通訳は在住外国人や聴覚障害者の生活に密着した場面における通訳であるが、一般的に司法や医療、教育、福祉、入国管理など幅広い場面での通訳として一つにくくられている。本稿では、医療や福祉、教育などの対人援助場面に限定して、コミュニティ通訳について述べて行く。
- 2 通訳学研究においてプロの通訳者の役割に「正確、完全、忠実」な訳出を行うことが一般的に規定されていたり、オーストラリア翻訳者通訳者協会（AUSIT：The Australian Institute of Interpreters and Translators）の倫理規定にも、守秘義務とともに、正確性、公平性が規定されており、その実施規定での説明にも、ノンバーバルな情報や明らかな虚偽の発言も通訳者はそのまま正確に伝えなければならない、変更、追加、省略を行ってはならないとされていたりする <http://server.dream-fusion.net/ausit2/pics/ethics.pdf> (2011年8月27日アクセス)。
- また、日本のコミュニティ通訳の研究者である水野もコミュニティ通訳の倫理原則として「正確性」を挙げ、「オリジナルの発言に何も加えない、何も引かない、編集もしない」ということが基本であると述べている（水野，2008）。このことから、コミュニティ通訳には、構築されてきた通訳者イメージ（正確、忠実、完全な通訳）があると考えられる。
- 3 第3回医療通訳を考える全国会議において、医療通訳者の必要な技術として「経験から得たもの」が、必要とMICかながわより提起されている。医療の現場で、適切な距離感をとったり、空気を読んだり、医者の方の言った難しい単語をそのまま訳すのではないというような経験をした中で得られる事を共有することが大切であると述べられている。（第3回 医療通訳を考える全国会議 2010）
- 4 日本におけるコミュニティ通訳（医療や行政、教育場面の通訳）は、外国人支援団体が行う通訳派遣や国際交流協会などが行うボランティア通訳派遣が一般的である。それぞれの派遣団体で、登録時や定期的に研修を行っているが、系統だった教育プログラムのもとに研修が行われているわけではない。また、このような派遣団体の研修は、会議通訳等の通訳養成学校のような通訳技術に特化した訓練は行っていない。
- 5 音声言語における通訳倫理規程は、近年になってようやく作成されてきた（第4回医療通訳士協議会総会 医療ツーリズムと医療通訳士の役割抄録集 2011年）。2011年7月に医療通訳士協議会が医療通訳士倫理規程を初めて発表している。また、2010年には第3回全国医療通訳全国会議において医療通訳の共通基準が作られている。<http://sites.google.com/site/the3rdnationalconference/home/standard>
- また、手話通訳士の倫理綱領は、1997年に制定されている。http://www.jasli.jp/about02_3.html (2011年8月22日アクセス)
- 6 多言語コミュニティ通訳ネットワーク <http://mcinet.info/> は、2006年に設立し、コミュニティ通訳を行っている者や通訳に関係している者が集まって研究会や研修を行っている団体である。
- 7 トゥリーと並ぶ主な規範理論の一つにアンドリュウ・チェスターマンの期待規範（expectancy norms）とプロフェッショナル規範（professional norms）がある。期待規範とは翻訳はどのようなものであるべきかという期待によって打ちたてられる産物に関する規範である。プロフェッショナル規範とは期待規範を満たすための翻訳プロセスに関わる規範であり、責任規範、コミュニケーション規範、関係規範の3つの下部規範がある。（Munday 2008= 鳥飼監訳 2009: 182-184）。責任規範とはプロとして責任を引き受ける倫理的規範で、

コミュニケーション規範とは翻訳者はコミュニケーションの専門家であり、関係者間のコミュニケーションを最大化するよう努力する社会的性格をもつ規範である。そして、関係規範は、起点テキストと目標テキストの言語的関連性についての規範である。コミュニティ通訳における「逸脱行為」の規範形成は、プロフェッショナル規範に当てはめて分析することも有効である。コミュニティ通訳における期待規範、プロフェッショナル規範についての詳細な分析は今後の研究で取扱いたい。

- 8 デヴィッドソンは、アメリカの病院における訓練を受けていない通訳者の研究で、通訳者が患者の発話のフィルターとして振る舞い、医師の質問に関連性があるかどうかで患者をスクリーニングしているとして、通訳者や擁護者よりも門番として振る舞っていると結論づけている (Davidson 2000)。
- 9 事例検討会は2006年10月～2011年6月まで計21回開催されている。毎回参加者は10名程度であり、参加者は通訳者が多く、音声言語(中国語、英語、ポルトガル語など)だけでなく手話通訳者も多く参加している。また、通訳者以外にもコミュニティ通訳に関係のある人々(通訳コーディネーターや通訳教育者等)も参加している。<http://mcinet.info/>
- 10 手話通訳者応用過程カリキュラムでは、1 通訳場面における遵守事項、留意事項を習得する。2 通訳場面における個別の通訳技術を習得する。3 手話語彙を習得するために通訳事例をつかった実技研修が行われている。http://www5e.biglobe.ne.jp/~tzq/kensaren/item/neta_data/neta-e003.html (2011年8月22日アクセス)
- 11 通訳者の所属は、福祉事務所や障害者相談機関で雇用されている者、外国人支援団体や教育委員会、国際交流協会、病院などで登録して通訳を行っている者と様々である。通訳経験年数は1年～10年以上、通訳頻度も常勤から週1～2度など所属や雇用形態などによって異なる。音声言語通訳者の内、非日本語ネイティブ話者通訳者は11人である。
- 12 事例の各文言は、1枚のカードに記述した内容である。文言は事例報告のレジメやテープ起こしの原稿から筆者が日本語を調整して記述している。
- 13 考察で使用されている事例の番号は、34事例を開催された順に並べ、通しで番号をつけている。
- 14 カタンは、今まで言語の仲介が強調されていたが、カナダオンタリオ州などで「文化通訳」が使用されており、言語と文化的枠組みを保ちながら、メッセージを伝達することと紹介している (Katan 1999)。
- 15 食物を飲むことが困難になった嚥下障害の患者等に対し、腹部の外側から管を通じて胃の内部に栄養や水分を送り込むために用いる導管。(スーパー大辞林 三省堂)
- 16 日本RAD-AR協議会の患者の医療に対する調査によると、医師に対しては、質問したいことがあっても近寄りたがたい雰囲気があり、質問しそびれてしまうことに不満があり、また、病院に対しても都合を最優先したり、事務的な対応、配慮のなさ、プライバシーの保護などに問題があるとされている。
日本RAD-AR (2003)「医薬品及び医療に関する患者、医療消費者の課題認識と要望調査報告書」
http://www.rad-ar.or.jp/03/06_bunken/pdf/yobochousa.pdf (2011年8月27日アクセス)

【引用文献】

- Anderson, R.B (1976) Perspectives on the Role of Interpreter. In R.W. Brislin (Ed), *Translation: Application and research* New York: Gardner Press. 208-228.
- Angelelli, C.V (2004a) *Medical interpreting and cross-cultural communication*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Angelelli, C.V (2004b) *Revisiting the interpreter's role :A study of conference, court, medical interpreters in Canada, Mexico, and the United States*. Amsterdam/Philadelphia: John Benjamins.
- 安藤太郎 (2009)「医療者の<専門性>と患者の<経験>」『概念分析の社会学—社会的経験と人間の科学』酒井泰斗・浦野茂・前田泰樹・中村和生(編)ナカニシヤ出版. 74-97.
- Bolden, Galina B (2000) Toward understanding practices of medical interpreting: interpreters' involvement in history taking. *Discourse Studies*2 (4), 387-419.
- Davidson, B. (2000) The interpreter as institutional gatekeeper: the social-linguistic role of interpreters in Spanish-English medical discourse. *Journal of Sociolinguistics* 4 (3), 379-405.
- Hale, Sandra Beatriz (2007) *Community Interpreting*, Hampshire: Palgrave Macmillan.
- 飯田奈美子 (2010)「中国帰国者の支援制度からみるコミュニティ通訳の現状と課題—通訳者の役割考察—」立命館人間科学研究, 21, 75-88.
- Katan, David (1999) *Translating Cultures An Introduction for Translators, Interpreters and Mediators* Manchester : St. Jerome Publishing.
- 望月昭 (2009)「対人援助と研究倫理」『「対人援助学」キーワード集』望月昭・中村正・サトウタツヤ(編) 晃洋書房. 142-143.

- Munday, Jeremy (2008) *Introducing Translation Studies* (= (2009) 鳥飼玖美子監訳『翻訳学入門』みすず書房).
- 佐藤美希 (2005) 「英文学研究と翻訳規範—W.B. イェイツ *At the Hawk's Well* の日本語訳から」北海道大学大学院国際広報メディア研究科院生論集. 1号, 64-82.
- 佐藤美希 (2008) 「昭和 20 年代の英文学翻訳と英文学研究: 「英語青年」誌における翻訳規範の形成とそのコンテクスト」北海道大学国際広報メディア・観光学ジャーナル. No.7, 119-144.
- 椎名佳代・平野史也 (2006) 「異文化間美時寝ずコミュニケーションにおける通訳者の役割—日本語・英語の場合」21 世紀 COE プログラム「日本・アジアにおける総合政策学先導拠点」慶応義塾大学大学院政策・メディア研究科.
- 武田珂代子 (2008) 『東京裁判における通訳』みすず書房.
- 瀧本真人 (2006) 「AUSIT 倫理規程と通訳者の行動—ビジネス分野におけるダイアログ通訳の場合—」通訳研究 日本通訳学会. No. 6, 143-154.
- Toury, Gideon (1995) *Descriptive Translation Studies and Beyond*, Amsterdam and Philadelphia: John Benjamins.

Analysis of Deviant Behaviors in Community Interpreting at Human Support Scenes Through Case Study Conversations and Reports

IIDA Namiko

Abstract:

In some community interpreting at human support scenes, interpreters deviate from ordinary interpreting images, which should reflect faithfulness in the act. Community interpreters are internalizing their norm as they receive feedback from human support professionals and users. The purpose of this study is to clarify the intentionality of interpreters as to what they considered to be problems at these interpreting scenes, how they deviated from ordinary interpreting images and what they think they should have done in these situations, and sorting out these problems. The author analyzed thirty-four human support cases reported in the case study sessions for community interpreters. The author categorized them into two major issues, "emphasis put on communication to solve problems" and "the difficulty of building a trusting relationship." Consequently, it became apparent that interventions from interpreters are conducted within the framework of solving problems for users of interpreters. This study is an opportunity to perceive deviant behaviors as specific matters in community interpreting at human support scenes.

Keywords: community interpreting at human support scenes, norm, deviation from ordinary interpreting images, analysis of case study conversations and reports

対人援助場面のコミュニティ通訳における「逸脱行為」の分析 ——事例報告分析を通して——

飯 田 奈美子

要旨：

対人援助場面のコミュニティ通訳では、忠実に通訳していくという従来の通訳像から「逸脱」した行為が行なわれている。コミュニティ通訳者は、対人援助の専門家や利用者からフィードバックを受け、規範を内在化している。本研究の目的は、通訳者が通訳場面において何が問題と考えているか、どのような逸脱行為を行ったか、またどのようにしたらよかったと考えているかという通訳者の志向性を明らかにし、問題点を分類することである。本稿では、コミュニティ通訳の事例検討会で報告された34の対人援助事例を分析し、「問題解決にコミュニケーションが重視される」、「信頼関係の構築の難しさ」に分類した。その結果、通訳者の介入は、利用者の問題解決をするという趣旨のもと行われていることがわかった。この研究は、「逸脱行為」が対人援助場面のコミュニティ通訳独自の専門性として捉える契機になるだろう。

